



長野県告示第189号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

名 称	条 項
補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）	第3条、第7条第1項、第12条第1項、第16条第4項、第17条第8項及び第19条第1項

財 政 課

長野県告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療 医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アイリス薬局（青木村）	小県郡青木村当郷142-4	令和3年3月31日
ウエルシア薬局岡谷長地北店	岡谷市長地梨久保1丁目6番40号	令和3年3月31日
株式会社 日医調剤 上諏訪薬局	諏訪市大手2-3-10	令和3年3月31日
ミツワ西友薬局	諏訪郡富士見町落合一の沢10061-1	令和3年3月31日
訪問看護ステーションあやめ小諸	小諸市大字御影新田792-1 マンション三景102	令和3年3月31日
ツクイ松本西訪問看護ステーション	松本市笹賀5514-6	令和3年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療 医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
共創未来 上牧薬局	伊那市上牧6336-5	令和3年4月1日
カタクリ薬局	茅野市宮川4438-1	令和3年4月1日
松村薬局	飯田市山本1649-3	令和3年4月1日
はなのき林薬局	大町市大町3502-10	令和3年4月1日
わかば薬局こさと	上田市古里1927-1	令和3年4月1日

障がい者支援課

**長野県告示第192号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療  
医療機関の名称

所在地

辞退年月日

加賀屋薬局

千曲市大字戸倉2566

令和2年12月31日

クオール松本南薬局

松本市野溝西一丁目9番35-8

令和2年10月31日

ツクイ松本西訪問看護ステーション

松本市笹賀5514-6

令和3年3月31日

ミツワ西友薬局

諏訪郡富士見町落合一の沢10061-1

令和3年3月31日

障がい者支援課

**長野県告示第193号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

南佐久環境衛生組合

## 2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画及び小海都市計画下水道事業 南佐久公共下水道

## 3 事業施行期間

平成7年3月2日から

令和8年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

**長野県告示第194号**

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条第1項の規定により、聖山高原県立公園に関する公園計画を変更したので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

変更後の公園計画を記載した図書は、長野県環境部自然保護課、松本地域振興局、長野地域振興局、長野市役所、千曲市役所、麻績村役場、生坂村役場及び筑北村役場において縦覧に供します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 普通地域

長野市大岡の一部

千曲市上山田、桑原、羽尾及び八幡の各一部

東筑摩郡麻績村麻及び日の各一部

東筑摩郡生坂村下生坂及び東広津の各一部

東筑摩郡筑北村坂井及び坂北の各一部

自然保護課

## 長野県告示第195号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

第2中「別表第1及び第2」を「別表」に改める。

第3第1項中「別表第1」を「別表」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5第1項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第2号」に改める。

第13を第14とし、第8から第12までを第9から第13までとする。

第7中「別に定めるところにより」を削り、同第7を第8とし、第6の次に次のように加える。

(事業の着手)

第7 補助事業者は、補助事業に着手するときは、速やかにその旨を着手届により、知事に届け出るものとする。

2 補助事業者は、交付要綱に基づく補助金の交付決定以前に補助事業に着手することはできないものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

3 2のただし書により、交付決定前に着手する場合、補助事業について、事業の内容が確定し、かつ、補助金の交付が確定となつてから着手するものとする。

4 補助事業者は、工事の施工に当たり入札を行った場合は、入札結果報告書を知事に提出するものとする。

別表第2を削り、別表第1の信州農業生産力強化対策事業の項を次のように改める。

信州農業生産力強化対策事業	1 市町村、農業協同組合（以下「農協」という。）又は知事が相当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費	
	(1) 革新的農業技術導入モデル事業 県が普及に移した農業技術等の導入	2分の1以内
	(2) マーケットニーズ対応産地支援事業 実需者等の要望に対応できる多様な産地の育成	2分の1以内
	ア マーケットニーズ対応条件整備事業 新品種・新品目の導入、新作型の導入、雨よけ施設の導入、養液土耕等	
	栽培設備の導入、省力管理施設・機械の導入及び産地流通体制の整備	
	イ 園芸産地継承支援事業 樹園地の担い手への円滑な継承	
	ウ 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培のためのフェザー苗の早期増産	
	エ 戦略的導入品目安定生産支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培の安定化、シナノパール（麗玉®）の安定生産	
	オ 水田転換促進支援事業 水田における園芸作物等の導入による経営の複合化	
	カ 中山間地域コミュニティ活動創出支援事業 中山間地域の農業資源を活かした共同活動の実施	
	キ 信州ブランド魚生産支援事業 信州サーモン及び信州大王イワナの生産安定化	
	ク 特認事業 アからクまでに該当しないが、県として推進すべき新技術等の取組	
(3) 経営管理システム導入支援事業 ICTを活用した経営管理システムの新規導入 (機器導入経費は対象外)	2分の1以内	
(4) 「もも」の戦略的導入支援対策事業 海外需要の高い「もも」の生産拡大に必要な種苗導入、それに伴う園地整備及び海外輸出に必要な機器の導入	2分の1以内	
(5) 新規就農者向け共同利用作業場整備事業 農業経営の確立を目指す認定新規就農者が共同で利用する作業場の整備	2分の1以内	
(6) 災害に強い園芸施設補強支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培用トレリスの補強を支援	2分の1以内	

	2 農協又は知事が適当と認める団体（以下「農協等」という。）が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
--	--	--

別表第1の果実計画生産出荷促進資金造成事業の項からワイン用ぶどう苗木緊急増産支援事業の項まで及び信州新果実市場デビュー事業の項を削り、同表のきのこ生産安定資金造成事業の項の次に次のように加える。

農業関係全国大会開催支援事業	県内農業団体等が実施する全国大会の開催に係る経費を支援	知事が定める額
----------------	-----------------------------	---------

別表第1の飼料価格高騰緊急対策事業の項を削り、同表の肉用子牛生産安定特別対策事業の項中

「肉用子牛生産安定特別対策事業」を「肉用子牛生産者積立金助成事業」に改め、同表を別表とする。

園芸畜産課

**長野県告示第196号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東御市下之城字前ノ山1837の1、1837の2、1838、1839の2、1847の1、1848の1、1849、1850の2、1850の3、1851の2、1852の3、1852の5、1852の10、字上ノ平1853の1、1853の2、1853の5、1854の1、1855の1、1855の2、1856の1、1868の3、1869から1871まで、1872の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第197号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市豊科光2194のイの1の3、2194のイの2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第198号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡豊丘村大字神稲12601の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊岡村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第199号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町日義1113の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第200号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第201号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第202号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第203号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第204号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木曾町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第205号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡池田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

池田町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第206号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一



路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
市道4-116号線、村道1-3号線	飯山市大字瑞穂字大菅7776番2から 下高井郡野沢温泉村大字前坂字林場8058番まで	道路改築	令和3年 4月1日

道路管理課

## 長野県告示第207号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和3年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
(株)佐久浅間ライフナー	長野県佐久市中込2-26-4	長野県小諸市相生町3-3-21 ニューヤマザキデイリーストア こもろ医療センター店

会計課

## 長野県教育委員会告示第1号

長野県社会教育主事派遣要綱（昭和49年長野県教育委員会告示第5号）は、廃止します。

令和3年4月1日

長野県教育委員会

文化財・生涯学習課

## 長野県教育委員会教育長告示第1号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正します。

令和3年4月1日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

第8条第1項中「、県内に居住し」を削る。

様式第1号中「本人保護者」を「本人保護者」に改める。

様式第3号中「氏名印」を「氏名」に改める。

様式第3号の2中「本人保護者印」を「本人保護者」に改める。

高校教育課

## 長野県教育委員会教育長告示第2号

文化財保護事業補助金交付要綱(昭和48年長野県教育委員会教育長告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和3年4月1日

長野県教育委員会教育長

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第4関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第2号中「(様式第2号)」を「(様式第2号)(第4関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第3号中「(様式第3号)」を「(様式第3号)(第4関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第4号中「(様式第4号)」を「(様式第4号)(第5関係)」に、「申請者氏名(名称) ㊤」を 「申請者氏名(名称) 」に、「行なう」を「行う」に改める。	㊤
様式第9号中「(様式第9号)」を「(様式第9号)(第6関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第11号中「(様式第11号)」を「(様式第11号)(第8関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第12号中「(様式第12号)」を「(様式第12号)(第9関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に、「行なつた」を「行つた」に改める。	㊤
様式第15号中「(様式第15号)」を「(様式第15号)(第10関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤
様式第16号中「(様式第16号)」を「(様式第16号)(第10関係)」に、「補助事業者氏名(名称) ㊤」を 「補助事業者氏名(名称) 」に改める。	㊤

文化財・生涯学習課